

お客様の通帳などのお預りの取扱いについて

当組合では、お客様の通帳、証書、現金などをお預り・お返しする際の取扱いにつきまして、次のとおりとしておりますのでお知らせいたします。

何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1 当組合の職員が、お客様から個人的に通帳、証書、現金などをお預りすることは絶対にごさいません。

2 当組合の職員が、お客様のご自宅を訪問し、通帳、証書、現金などをお預りする際には、必ず組合所定の「受取書」または「預り証」を発行し、お客様にお渡しします。

また、当組合所定の「受取書」または「預り証」以外（名刺やメモ等）でお預りすることはごさいません。

3 「受取書」または「預り証」は、通帳、証書、現金などをお客様からお預りしたことを証明する大切な証となりますので、「受取書」または「預り証」をお渡しした際には、記載内容に間違いがないかを十分にご確認ください。

4 「受取書」または「預り証」は、後日、お客様へ通帳、証書、現金などをお返しする際に必要となりますので、大切に保管してください。

5 月に1度は、ご記帳されることをお勧めしております。ご記帳は、最寄りのATMコーナーまたは支店の窓口にてお願いします。

6 万一、「受取証」または「預り証」を発行しない等、お客様との対応においてご不明・ご不審な点がございましたら、最寄りの支店までお問い合わせください。

西春日井農業協同組合